

## 第4章 準備書作成までの概要

### 4.1 配慮書に対する意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解

#### 4.1.1 配慮書に対する知事意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解

配慮書に対する知事意見、それに対する事業者(都市計画決定権者)の見解を表 4.1.1-1 に示す。

表 4.1.1-1(1) 沖縄県知事意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解

知事意見	事業者の見解
<p><b>■総論－総括的事項</b>  <b>【配置案の選定に当たって講ずべき事項】</b>            (1) 配置案の選定に当たって、環境配慮の方向性を具体化する場合は、重大な環境影響を回避又は低減することを優先的に検討し、代償措置が優先的に検討されることがないようにすること。</p>	<p>今後の施設・配置計画において、環境配慮の方向性が具体化できる範囲で、重大な環境影響を回避又は低減することを優先的に検討し、代償措置が優先的に検討されることがないように考慮します。</p>
<p>(2) 供用後に事業実施想定区域の東側においてイベント等が開催された場合、隣接する集落への騒音や交通渋滞、集落への公園利用者の立入りなどの影響が考えられる。そのため、配置案の選定に当たっては、近隣集落への影響を考慮して決定すること。</p>	<p>供用後におけるイベント等の開催場所は、「観光レクリエーションゾーン」の中を想定しています。配置案の選定にあたっては、イベント等の開催場所に伴って、隣接する集落への騒音や交通渋滞、集落への公園利用者の立入りなどの影響を低減するため、「観光レクリエーションゾーン」を皆愛集落から遠ざけたA案を選定しました。</p>
<p>(3) 健康・スポーツゾーンで計画されているサッカーコートが屋外の場合、照明が整備されることが考えられる。そのため、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への影響を予測及び評価し、配置案を選定すること。</p>	<p>健康・スポーツゾーンで屋外にサッカーコートを計画していますが、夜間利用は行わないため大規模な照明施設の整備は計画しておりません。よって、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への影響を回避または低減できると考えています。また、駐車場、遊歩道等の屋外照明については、限定的な照明を想定していますが、今後の施設・配置計画において、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への影響を考慮します。</p>
<p>(4) 配置案の選定の基礎データとなる文献調査については、最新の文献を活用すること。</p>	<p>配置案の選定の基礎データとなる文献調査については、可能な限り最新の文献を活用します。</p>
<p><b>【方法書以降において講ずべき事項】</b>            (1) 各計画ゾーンの地表面被覆の状況によって、赤土等や排水などによる影響が異なってくるため、各計画ゾーンの地表面被覆の計画を示すこと。</p>	<p>各計画ゾーンの地表面被覆の状況によって、赤土等や排水などによる影響が異なることが考えられるため、方法書以降において、各計画ゾーンの地表面被覆の計画を示します。</p>
<p>(2) 事業実施想定地域は、海岸へ向かって緩やかに傾斜が下がる地形となっており、施工計画次第では、土地の造成等によって、海岸へ赤土等が流出する可能性があるため、赤土等による水の濁りを環境影響評価の項目として選定すること。</p>	<p>事業実施想定地域の大半は、内陸から保安林に向かって緩やかに傾斜が上がる地形となっていますが、東側の部分では海岸に向かって緩やかに傾斜が下がる地形もみられます。また、施工計画次第では、土地の造成等によって、海岸へ赤土等が流出する可能性があるため、方法書以降で「赤土等による水の濁り」を環境影響評価の項目として選定します。</p>
<p>(3) 図書の作成に当たっては、文献の出典、調査時期や発行年度を記載するとともに、図等については縮尺を示すこと。</p>	<p>方法書以降における図書の作成にあたっては、文献の出典、調査時期や発行年度を記載するとともに、図等については縮尺を示します。</p>

表 4.1.1-1(2) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

知事意見	事業者の見解
<p><b>■各論-1 陸域植物</b>  <b>【配置案の選定に当たって講ずべき事項】</b>                      (1) 宮古島は開発された土地が多く、特に自然植生が少ない島であり、わずかに残された植生は貴重であるが、設定された各配置案は、内陸部に残るガジュマルーハマイヌビワ群落や先駆性陽樹群落群の改変が予測及び評価されている。については、配置案の選定は可能な限り植生の改変を回避又は低減すること。</p>	<p>配置案の選定にあたっては、内陸部に残るガジュマルーハマイヌビワ群落の改変を回避できる可能性の高いA案を選定しました。また、先駆性陽樹群落群については、B案よりも改変を低減できる可能性の高いA案を選定しました。</p>
<p>(2) 特定植物群落に指定されている前浜のハテルマカズラ群落は群落を形成している点においても非常に特異的で貴重な群落である。公園整備によって海浜の利用が増加し、海浜利用による踏圧等でハテルマカズラの生育環境への影響が懸念されるため、ハテルマカズラ群落の保全に関する計画を検討すること。</p>	<p>ハテルマカズラ群落の保全については、海浜利用に伴う人為的な踏圧等の生育地攪乱の可能性を踏まえ、保全計画を検討します。</p>
<p>(3) 重要な植物種の分布状況及び植生の分布状況の調査において、聞き取り調査で確認されているコウシュンウマノスズクサやトサカメオトランが現地調査で確認されていないなど、文献調査、聞き取り調査、現地調査の結果の整合が図られていない。予測及び評価については、現地調査の結果をもって行っているが、聞き取り調査で確認した重要な植物種の位置関係を把握するとともに、宮古島全体を対象とした文献調査についても可能な限り事業実施想定区域に生育する重要な植物種を明らかにし、配置案の選定に当たっては、これら重要な植物種の消失を回避又は低減を検討すること。</p>	<p>今後の施設・配置計画において、聞き取り調査で確認した重要な植物種について、可能な限り位置関係の把握に努めます。また、宮古島全体を対象とした文献調査についても、可能な限り事業実施想定区域に生育する重要な植物種の確認に努め、重要な植物種の消失について回避又は低減を検討します。</p>
<p><b>【方法書以降において講ずべき事項】</b>                      (1) 環境配慮の方向性として、保全系エリアに既に植林されているモクマオウを在来種へ樹種転換を行うこととしているが、実施に当たっては「沖縄県自然再生指針」を参考に行うこと。また、本取り組みは、先進的な取り組みのモデルになるよう、積極的な取り組みが望ましいが、在来種へ転換する試みには不確実性があることから、段階的に樹種転換を行うなど、既存植林地に既に形成された生態系に配慮した植林計画とすること。また、今後、植林地への外来種の侵入があった場合に備え、外来種対策についても検討すること。</p>	<p>保全系エリアで、既に植林されているモクマオウを在来種へ樹種転換を実施する際には「沖縄県自然再生指針、平成 27 年 3 月（沖縄県）」を参考に行います。本取り組みにあたり、試験移植の結果を踏まえ、段階的に樹種転換を行うものとし、既存植林地に既に形成された生態系に配慮した植林計画を検討します。また、「沖縄県自然再生指針、平成 27 年 3 月（沖縄県）」において、地域協働に関する取り組みや環境経済評価などのソフト面の両面において方針が示されていることから、取り組み方を参考にします。方法書以降において、植林地への外来種の侵入があった場合に備え、外来種対策について、「沖縄県自然再生指針、平成 27 年 3 月（沖縄県）」を参考に検討します。</p>
<p>(2) 事業実施想定区域の南東側の樹林帯の幅が狭い保安林エリアについて、防風機能及び環境保全機能の強化のため、「海辺の森強化ゾーン」を設けて植林を行うことは、新たな動植物の生育・生息環境の創出に寄与すると考えられるため、積極的に取り組んでいただきたい。なお、植林や林地内の利用については、保全を基調とした計画が望ましいことから、専門家等の意見を踏まえ計画を検討すること。</p>	<p>「海辺の森強化ゾーン」の植林については、新たな動植物の生育・生息環境の創出を念頭に積極的に取り組んでいきます。植林や林地内の利用については、専門家等の意見を踏まえつつ、保全計画を検討します。</p>

表 4.1.1-1(3) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

知事意見	事業者の見解
<p><b>■各論-2 陸域動物</b>  <b>【配置案の選定に当たって講ずべき事項】</b>                      (1)耕作地の改変により草地が減少する計画となっており、草地を生息地とする動物種への影響が予測されることから、生物の移動を考慮した生息環境の連続性を確保する配置計画を検討すること。</p>	<p>今後の施設・配置計画において、草地を生息地とする動物種への影響を考慮し、既存の耕作地を公園での体験活動の場として残したり、自然遊びの場として原っぱを保全・整備したりしながら、生物の移動を考慮しつつ生息環境の連続性を確保する配置計画を検討します。</p>
<p>(2)事業実施想定区域の一部が鳥獣保護区に指定されており、多様な鳥類の採餌の場、休息地や繁殖地として利用されている重要な地域である。公園整備に伴い建設される構造物の設置によってバードストライクが生じる可能性があるため、鳥類の生息環境へ配慮した施設整備計画を行うこと。</p>	<p>多様な鳥類の採餌の場、休息地や繁殖地として利用されている重要な地域と考えられることから、今後、鳥類の生息環境に配慮した施設・配置計画を検討します。</p>
<p>(3)聞き取り調査で確認されたミヤコカナヘビは、国内希少野生動物種に指定されており貴重な動物種であることから、可能な限りミヤコカナヘビの生息環境の改変を回避又は低減すること。</p>	<p>本種の生息環境は主に草地や耕作地と考えられることから、今後の施設・配置計画において、既存の耕作地や草地を可能な限り残し、本種の生息環境の改変について回避または低減に努めます。また、公園の管理運営計画で、自然観察会などの開催を通じた貴重種などの保全の重要性を啓発していく取り組みを検討していきます。</p>
<p><b>■各論-3 生態系</b>  <b>【配置案の選定に当たって講ずべき事項】</b>                      自然環境保全基礎調査植生調査における現存植生図と、本配慮書で作成した現存植生図を比較すると、植林や二次林の分布が異なっている。ついては、既存文献調査の結果と、現地調査の結果を比較できるように整理し、整合性が確認できるようにすること。加えて、土地利用の変遷を調査し、潜在植生の改変を回避又は低減すること。</p>	<p>今後の施設・配置計画において、過去の航空写真の判読などから土地利用の変遷について調査し、精度の確保に努めます。また、元来あった植生を、保全上重要な自然環境と位置付け、土地の改変については可能な限り回避又は低減するよう検討します。</p>
<p><b>■各論-4 人と自然との触れ合い活動の場</b>  <b>【方法書以降において講ずべき事項】</b>                      自然地の新たな改変を最小限にするため、既存施設や空間を活用する計画となっており、自然環境の保全に資する内容となっている。よって、その活用に当たっては、人と自然との触れ合い活動の場を創出するための利用計画、管理計画を十分に検討すること。</p>	<p>公園の管理運営計画で、自然環境の保全に配慮した維持管理計画を検討するとともに、人と自然との触れ合い活動の場を創出するための利用プログラムの提供を行う利用計画を検討していきます。</p>

#### 4.1.2 配慮書に対する関係行政機関、一般の意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解

配慮書に対する住民等の一般の意見はなかった。配慮書に対する関係行政機関の長の意見として宮古島市長からの意見、及び事業者(都市計画決定権者)の見解を表 4.1.2-1 に示す。

表 4.1.2-1 宮古島市長意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解

宮古島市意見	事業者の見解
<p>事業実施想定区域内には、指定文化財及び周知の遺跡や埋蔵文化財等は、確認されていません。しかしながら、事業予定地内には砂丘地及び砂丘地に隣接する土地も多く、開発に際して新規の埋蔵文化財が発見される可能性もありますので、その際には宮古島市教育委員会と協議を必要といたします。</p>	<p>開発に際して、事業予定地内に新規の埋蔵文化財等が発見された場合には、宮古島市教育委員会と協議するとともに、関係する専門家等のご意見を受け、適切に対応いたします。</p>
<p>国指定の天然記念物であるキシノウエトカゲ、オカヤドカリ、キンバト、カラスバトの生息環境の維持に努めていただきますようお願い致します。また、事前に開発予定地内にその生息が確認されている場合は、宮古島市教育委員会との協議が必要です。</p>	<p>国指定の天然記念物であるキシノウエトカゲ、オカヤドカリ、キンバト、カラスバトの生息環境の維持に可能な限り努めるとともに、開発の事前に開発予定地内に生息が確認される場合は、宮古島市教育委員会と協議し、これらの種の生息環境の改変について回避または低減に努めます。</p>
<p>その他、指定文化財ではないが、絶滅危惧種のミヤコヒバア、ミヤコヒキガエル、ミヤコトカゲ、ミヤコカナヘビ、ミヤコヒメヘビ等についても同様のご対応をお願い致します。</p>	<p>絶滅危惧種のミヤコヒバア、ミヤコヒキガエル、ミヤコトカゲ、ミヤコカナヘビ、ミヤコヒメヘビ等についても、開発の事前に開発予定地内に生息が確認される場合は、宮古島市教育委員会と協議し、これらの種の生息環境の改変について回避または低減に努めます。</p>

## 4.2 方法書に対する意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解

### 4.2.1 方法書に対する知事意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解

方法書に対する知事意見、それに対する事業者(都市計画決定権者)の見解を表 4.2.1-1 に示す。

表 4.2.1-1(1) 沖縄県知事意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解

No.	知事意見	事業者見解
1	〔事業計画等〕 1 対象事業の規模及び内容について (1)対象事業実施区域における各ゾーンのレイアウトについて、平面図、断面図等を用いて可能な限り具体的に記載すること。また、雨水排水計画、汚水処理計画、照明設置計画、施設の配置計画についても可能な限り具体的に記載すること。	各ゾーンのレイアウトについては、平面図、断面図等を用いて可能な限り具体的な計画を準備書に記載します。 また、雨水排水計画、汚水処理計画、照明設置計画、施設の配置計画についても可能な限り具体的な計画を準備書に記載します。
2	(2)各ゾーンの緑化計画の内容(植栽場所、樹種、産地等)を可能な限り具体的に示すこと。また、緑化計画を立てる際には、自生しているハスノハギリを保全する緑化計画を立てること。	各ゾーンの緑化計画の内容(植栽場所、樹種等)については、可能な限り具体的な計画を準備書に記載します。 また、緑化計画は自生しているハスノハギリを保全する計画とします。 公園で使用する植物は、可能な限り宮古島産を使用することとしていますが、産地については、樹種を確定する実施設計段階で具体化します。
3	(3)海辺の森保全・活用ゾーンにおけるモクマオウ等の外来種から海辺の在来植物群落への転換計画について、方法書に記載したとおり実施すること。また、宮古島本来の自然植生の再生を図るため、既存の自然林を分析し、評価を行った後、モクマオウ等の外来種から海辺の在来植物群落への転換計画を検討すること。	海辺の森保全・活用ゾーンにおけるモクマオウ等の外来種から海辺の在来植物群落への転換計画については、方法書に記載したとおり実施する計画とします。 また、モクマオウ等の外来種から海辺の在来植物群落への転換計画については、既存の自然林を分析・評価し、宮古島本来の自然植生の再生を図る計画を検討します。
4	(4)方法書 4-24 頁に緑の質を向上(エコアップ)させ、動植物の生息・生育環境の創出を検討すると記載しているが、その検討した結果を準備書に記載すること。	「育ての森」等の植栽計画で、野鳥や蝶などの生育・生息環境に配慮した採餌木や吸蜜花などを植栽する計画としています。
5	(5)本事業において植栽する樹木は、宮古島産を使用すること。また、植栽する樹木は、播種、挿し木、育苗等により宮古島内で育成させる方法を検討すること。また、検討結果を準備書に記載すること。	公園で使用する植物材料の確保のため、宮古島産の種子から苗を栽培、供給できる圃場機能を「育ての森」に導入し、地域性系統苗の供給体制を整えます。
6	(6)既存の農地に残存する二次林は、可能な限り開発を避け、動植物の生息・生育環境の連続性を確保させながら残存する計画を検討すること。	まいばり周辺の既存の農地に残存する二次林(先駆性陽樹群落)は、可能な限り保全する計画とします。
7	(7)海辺の森強化ゾーン等に植栽を行う場合は、平成 29 年8月2日に実施した沖縄県環境影響評価審査会の現地調査(以下「現地調査」という。)の際に確認した既存遊歩道沿いに生育している樹木の樹種、密度及び植栽後の経過年数を参考に植栽計画を検討すること。	植栽計画の検討では、既存遊歩道沿いの植林に生育している樹木の樹種、密度及び植栽後の経過年数を参考にします。
8	(8)工事の実施中に排水される濁水、施設の存在及び供用時に排水される汚水により、前浜ビーチの水質に影響を与えることが懸念されることから、その影響を低減する処理方法を検討すること。また、処理方法の検討の際には、周辺事業場の汚水対策も情報収集すること。	周辺事業場の汚水対策も情報収集し、工事の実施中に排水される濁水、施設の存在及び供用時に排水される汚水による影響を低減する処理方法を検討します。

表 4.2.1-1(2) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
9	(9)施設の存在及び供用時における雨水等の排水については、赤土等による水の濁りの環境影響評価の結果を踏まえて、雨水排水計画を決定するとともに、具体的な側溝の配置場所及び排水地点の位置を示すこと。	雨水排水計画については、赤土等による水の濁りの環境影響評価の結果も踏まえて決定します。 また、具体的な側溝の配置場所及び排水地点の位置を準備書に記載します。
10	(10)施設の存在及び供用時は、グラウンドや芝等の草地管理が主になると想定されることから、除草剤等の農薬が水域を汚染することがないように対応策を検討すること。供用時の水の汚れの調査において、除草等の農薬の影響が発生していないか確認を行うこと。	施設の存在及び供用時のグラウンドや芝等の草地管理では、除草剤等の農薬は基本的には使用しない方針としています。 使用する場合には、供用時の水の汚れの調査において、除草等の農薬の影響が発生していないか確認を行います。
11	(11)施設の存在及び供用時は、前浜ビーチをマリンスポーツ等のレジャーに利用する観光客が増加すると考えられる。砂浜に生息・生育する動植物に影響があると懸念されることから、動植物の攪乱を避けるための海岸利用方法について検討すること。	前浜ビーチをマリンスポーツ等のレジャーに利用する観光客による、砂浜に生息・生育する動植物の攪乱を避けるための海岸利用方法について検討します。
12	(12)対象事業実施区域内に位置する前浜港を改良し活用する場合は、必要に応じて周辺環境への影響を調査すること。	前浜港の改良は計画していません。
13	(13)配慮書で意見を述べた各ゾーンの地表面被覆の状況を準備書に記載すること。	各ゾーンの地表面被覆の計画については、準備書に記載します。
14	<b>2 工事計画について</b> (1)具体的な工事工程 ア 工事工程を年次・月・工区・工事の種類ごとに具体的に示すこと。 イ 工事工程表における建設機械稼働計画（建設機械の種類、稼働台数及び稼働位置）、資機材搬入計画、工事関係車両の走行計画についても年次・月ごとに具体的に示すこと。	工事工程については、可能な限り年次・月・工区・工事の種類ごとに具体的に準備書に記載します。 また、工事工程表における建設機械稼働計画（建設機械の種類、稼働台数及び稼働位置）、資機材搬入計画、工事関係車両の走行計画についても可能な限り年次・月ごとに具体的に準備書に記載します。
15	(2)各工程における計画造成計画、土砂運搬計画（切土、盛土量を含む）、残土処理計画、資機材搬入計画、（搬入経路を含む）、建設機械稼働計画（種類、稼働台数、稼働位置、走行経路等）、廃棄物運搬及び廃棄物処分計画等について、具体的に示すこと。	各工程における計画造成計画、土砂運搬計画（切土、盛土量を含む）、残土処理計画、資機材搬入計画、（搬入経路を含む）、建設機械稼働計画（種類、稼働台数、稼働位置、走行経路等）、廃棄物運搬及び廃棄物処分計画等については、可能な限り具体的に準備書に記載します。
16	(3)造成計画について ア. 表土の利用の有無について示すこと。 イ. 切土及び盛土による土地造成を計画する場合は、土地の高低の変化を把握できるような詳細な平面図や断面図等を示すこと。 ウ. 盛土を行う場合、盛土に用いる土砂等の採取場所、種類、土質、性状等について示すこと。	造成計画については、ア)表土の利用の有無、イ)切土及び盛土による土地造成を計画する場合は土地の高低の変化について平面図や断面図を用いて示す、ウ)盛土を行う場合は、盛土に用いる土砂等の採取場所、種類、土質、性状等について、可能な限り具体的に準備書に記載します。

表 4.2.1-1(3) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
17	<p>(4)施工方法についてア.夜間工事の実施の有無について、明らかにすること。また、夜間照明を設置する場合には、その設置位置や数、照明の種類等について、可能な限り具体的に示し、昆虫類等にとって誘因性の低いものを使用すること。イ.施工ヤードを計画している場合は、その計画を示し、施工ヤードの使用による影響について環境影響評価を実施すること。ウ.既存の遊歩道を整備する際には、遊歩道の周辺を生息・生育場とする動植物に配慮し、可能な限り施工面積を最小限とするよう努めること。</p>	<p>ア. 夜間工事は実施しない計画としています。計画変更となった場合は、昆虫類等にとって誘因性の低いものを使用します。 イ. 施工ヤードを計画については準備書に記載します。また、施工ヤードの使用による影響について環境影響評価を実施します。 ウ. 既存の遊歩道を整備する計画としており、整備に際しては、遊歩道の周辺を生息・生育場とする動植物に配慮し、可能な限り施工面積を最小限とするよう努めます。</p>
18	<p>(5)赤土等流出防止計画について ア. 予定している工事中の赤土等流出防止計画については、沈砂池の設置箇所や濁水の排水箇所に係る計画を具体的に記載すること。 イ. 各工程における裸地面積及び集水域の状況について、具体的に示すこと。</p>	<p>工事中の赤土等流出防止計画について、ア. 沈砂池の設置箇所や濁水の排水箇所に係る計画、イ. 各工程における裸地面積及び集水域の状況について、可能な限り具体的に準備書に記載します。</p>
19	<p>(6)事業実施期間について ア. 事業実施期間が16年と長期に渡ることから、事業実施後の周辺環境に変化が生じた場合は、必要に応じて追加の調査を実施すること。 イ. 環境省レッドリスト等の改訂により、事業実施期間に貴重種の見直しが必要になった場合には、適切に対応すること。</p>	<p>ア. 事業実施期間が16年と長期に渡ることから、事業実施後に周辺環境の変化が生じた場合は、必要に応じて追加の調査を実施する等、環境保全に努めます。 イ. 環境省レッドリスト等の改訂により、事業実施期間に貴重種の見直しが必要になった場合には、適切に対応し環境保全に努めます。</p>
20	<p><b>〔環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法〕</b> <b>3 環境影響評価項目の選定について</b>  (1)環境影響評価項目の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定した項目の見直しを行うこと。環境影響評価の項目を追加する際は、沖縄県環境影響評価技術指針の内容を踏まえること。</p>	<p>環境影響評価項目の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合は、沖縄県環境影響評価技術指針の内容を踏まえ、必要に応じ選定した項目の見直しを行います。</p>

表 4.2.1-1(4) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
21	<p>(2)水環境について工事の実施中に排水される濁水、施設が存在及び供用時に排水される汚水は、対象事業実施区域から地下浸透後、海域への湧出が想定されることから、地下水の水質及び水象を環境影響評価の項目に選定し、予測及び評価を実施すること。また、地下水の水質及び水象の環境影響評価を実施する際は、以下の内容に留意すること。ア.来間大橋の設計報告書等から文献調査を行い、対象事業実施区域周辺の地下構造の把握に努めること。イ.宮古島は地下水系が発達しているため、本事業の実施により対象事業実施区域外で影響を与えることも懸念されることから、必要に応じて対象事業実施区域より広域な環境影響評価の実施を検討すること。ウ.津波避難機能を持つ公園施設を建築する場合は、掘削深が深くなり地下水脈に影響を与えることが懸念されることから、対象事業実施区域内の地下水脈に影響が出ないよう対象事業実施区域周辺に観測用井戸を設置し、地下水位及び水質等の監視を行うこと。エ.地下水の水質調査結果は、ヘキサダイアグラム等により確認し、これまでの宮古島市地下水調査結果と比較すること。オ.水象の予測評価を行う際には、各計画ゾーンの地表面被覆の状況を示した上で、予測・評価を実施すること。カ.前浜ビーチは、透明度が高く優れた海域環境を有していることから、工事の実施及び施設が存在及び供用時には、自主基準を設定する等の地域特性を踏まえた環境影響評価を行い、海域環境の保全に努めること。</p>	<p>「地下水の水質及び水象」を環境影響評価項目として選定し、予測及び評価を実施します。また、地下水の水質及び水象の環境影響評価を実施する際は、以下の内容に留意します。</p> <p>ア. 来間大橋の設計報告書等から文献調査を行い、対象事業実施区域周辺の地下構造の把握に努めます。</p> <p>イ. 必要に応じて対象事業実施区域より広域な環境影響評価の実施を検討します。</p> <p>ウ. 津波避難機能を持つ公園施設は地下に影響を与える構造にはならない計画としています。また、対象事業実施区域周辺に観測用井戸を設置し、地下水位及び水質等の監視を行います。</p> <p>エ. 地下水の水質調査を実施する場合は、調査結果はヘキサダイアグラム等により確認し、これまでの宮古島市地下水調査結果と比較します。</p> <p>オ. 水象の予測評価を行う際には、各計画ゾーンの地表面被覆の状況を示した上で、予測・評価を実施します。</p> <p>カ. 工事の実施及び施設が存在及び供用時には、自主基準を設定する等の地域特性を踏まえた環境影響評価を行い、海域環境の保全に努めます。</p>
22	<p>(3)海域生物について</p> <p>環境影響評価の項目の選定に当たり赤土等による水の濁りを選定した理由として、赤土等の堆積が考えられるとしていることから、赤土等の堆積による影響を把握するため、環境影響評価の項目として海域生物を追加すること。</p> <p>海域生物の環境影響評価を実施する際は、以下の内容に留意すること。</p> <p>ア. 調査の結果、ウミガメ類の上陸を確認した場合には、ウミガメ類の環境影響評価を実施すること。</p> <p>イ. 対象事業実施区域の対岸に位置する来間島の海域は、魚類の多様性が高い海域となっており、工事の実施中に排水される濁水、施設が存在及び供用時に排水される汚水の影響が懸念されることから、当該海域の環境影響評価を行うこと。</p> <p>ウ. 対象事業実施区域の海域における海藻草類の分布状況を調査し、工事の実施による影響を把握すること。</p>	<p>工事の実施中に排水される濁水、施設が存在及び供用時に排水される濁水、汚水については、適正に処理する計画としていますが、汚水等が海域へ流出することから、海域への影響が想定されるため、「海域生物」を環境影響評価項目として選定し、予測及び評価を実施します。また、海域生物の環境影響評価を実施する際は、以下の内容に留意します。</p> <p>ア. ウミガメ類の産卵状況について調査を実施し、影響を検討します。</p> <p>イ. 対象事業実施区域及びその周辺海域において魚類等の海域動物について調査し、影響を検討します。</p> <p>ウ. 対象事業実施区域及びその周辺海域において海藻草類の分布状況を調査し、工事の実施による影響を検討します。</p>

表 4.2.1-1(5) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
23	<p>(4)地形・地質について 対象事業実施区域内の陸域部分は、規模の大きい砂丘となっており地形として重要である。また、前浜ビーチの保全のため、汀線の季節変化を把握することが望ましいことから、地形・地質の項目を環境影響評価の項目として選定すること。環境影響評価を実施する際には、調査項目として前浜ビーチにおける季節変化調査、砂量把握のための横断測量及び潮流調査等を必要に応じて、実施すること。また、対象事業実施区域は、サンゴ礁本体が砕かれ堆積し生成された琉球石灰岩から構成されており、ウリガーと呼ばれる湧き水が流れる地下の川が形成され、地下に洞穴が発達していることから、地盤沈下の可能性がある。については、地形・地質の改変の程度、地形・地質の成立環境及び成立メカニズムへの影響に伴う変化の程度、地盤強度を把握する必要があるため、ボーリング調査等の実施を検討すること。</p>	<p>前浜ビーチの砂丘を重要な地形と認識し、地形・地質を環境影響評価の項目として選定します。調査の手法として、砂丘の季節変化を把握するため、横断測量等の調査を実施することを検討します。対象事業実施区域の地盤強度については、文献調査により把握し、必要に応じてボーリング調査等の実施を検討します。</p>
24	<p><b>4 調査の手法について</b> 全ての調査項目において、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにするよう準備書に記載すること。</p>	<p>全ての調査項目において、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を準備書に記載します。</p>
25	<p><b>5 予測及び評価の手法について</b> (1)対象事業の工事施工期間は、16年間となっており、対象事業実施区域を2期に区分して整備を行うことから、施設の存在及び供用時の予測対象時期に加えて、第1期公園整備後の供用開始時を中間的な時期として、全ての項目で予測及び評価を実施すること。</p>	<p>予測及び評価は、工事の実施、施設等の存在及び供用とも第1期、第2期公園整備に対し最も影響の程度が大きいと考えられる条件で実施します。従って、中間的な時期での予測・評価は想定していませんが、地域の状況や計画の変更等により条件が変更になる場合には、適切に対応します。</p>
26	<p>(2)予測の手法の選定に当たっては、予測方法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、評価項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれの内容及び妥当性を予測の結果との関係を併せて明らかになるよう準備書に記載すること。</p>	<p>予測の手法の選定に当たっては、予測方法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、評価項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれの内容及び妥当性を予測の結果との関係を併せて明らかになるよう準備書に記載します。</p>
27	<p>(3)環境影響の回避、低減に係る評価を行う際には、本事業の目的である「宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした『ミャークヌ・オー・イム・パーク』の実現」の達成に向け、本事業による影響が、実行可能な範囲内でできる限り、回避又は低減されているかについても評価すること。</p>	<p>環境影響の回避、低減に係る評価を行う際には、本事業の目的である「宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした『ミャークヌ・オー・イム・パーク』の実現」の達成に向け、本事業による影響が、実行可能な範囲内でできる限り、回避又は低減されているかについても総合的に評価します。</p>

表 4.2.1-1(6) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
28	<p>〔大気環境〕  <b>6 大気質、騒音、振動について</b>                      (1)工事の実施中、施設等の存在及び供用時の利用車両の走行による予測地点は、周辺の新たな住居等の立地や交通量の変動も踏まえて、必要に応じて予測地点を追加すること。</p>	<p>工事の実施中、施設等の存在及び供用時の利用車両の走行による予測地点は、周辺の新たな住居等の立地や交通量の変動も踏まえて、必要に応じて予測地点を追加します。</p>
29	<p>(2)工事の実施は、対象事業実施区域を2期に区分して整備を図るとしており、都市計画決定権者が設定した予測調査地点は、第2期公園整備範囲に隣接していることから、第1期公園整備範囲についても工事の実施に係る影響を把握するため、予測調査地点を設置すること。</p>	<p>第1期公園整備範囲周辺には、民家等の保全対象が存在していないことから、予測地点は設置していません。しかし、今後、新たな住居等の存在が確認された場合には、予測地点を新規に設定する等、適切に対応します。</p>
30	<p>(3)利用車両の走行に係る影響を把握するため、エントランスゾーンの前面に予測地点を追加すること。</p>	<p>エントランスゾーン前面には、民家等の保全対象が存在していないことから、予測地点は設置していません。しかし、今後、新たな住居等の存在が確認された場合には、予測地点を新規に設定する等、適切に対応します。</p>
31	<p>(4)工事の実施における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、都市計画決定権者は、現況濃度が環境基準を超過していないため、予測項目に含めていないとしている。対象事業実施区域周辺の保全対象集落への影響が懸念されることから、工事の実施における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、環境基準を超過しないことを確認し、その検討過程を準備書に記載すること。</p>	<p>工事の実施における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、準拠した「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」では、項目選定の条件として、「現況濃度が環境基準を超過している等高い場合」と記載されています。沖縄県では、宮古島に位置する平良測定局を含めすべての測定局で環境基準を満足しているため、予測項目には含めていません。また、工事の実施における二酸化硫黄については、準拠した「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」では、参考項目及び参考項目以外の項目として記載がありませんので、予測項目には含めていません。</p>
32	<p>(5)騒音調査時には、虫や風等の影響を受けないように調査を行うこと。虫や風等の道路交通騒音以外の騒音が計測された場合は、可能な限り除外処理を行い、適切に調査結果をとりまとめること。</p>	<p>騒音調査は、虫や風等の影響が少ない時期の調査とします。虫や風等の道路交通騒音以外の騒音が計測された場合は、可能な限り除外処理を行い、適切に調査結果をとりまとめます。</p>
33	<p>(6)道路交通騒音の調査に当たっては、定常的な平日1日に加えて、夏休み等の観光シーズンの影響を把握すること。</p>	<p>道路交通騒音の調査に当たっては、定常的な平日1日に加えて、夏休み等の観光シーズンに調査を実施します。</p>
34	<p>(7)地盤卓越振動数調査の地点を、市道皆愛学道線の振動予測地点にも追加すること。</p>	<p>地盤卓越振動数調査の調査地点、予測地点を、市道皆愛学道線に追加します。</p>
35	<p>〔水環境〕  <b>7 赤土等による水の濁りについて</b>                      (1)調査地点及び予測地点を設置する際には、地下水の水象を踏まえて設定すること。海域においては、陸域からの湧水が想定されることから、地元関係者にヒアリングを行い、海域における湧水の位置情報の収集に努めること。また、海域における湧水の位置が判明した場合には、赤土等による水の濁りの調査地点の変更を検討すること。</p>	<p>調査地点及び予測地点を設置する際には、地下水の水象を踏まえて設定します。海域においては、陸域からの湧水が想定されることから、地元関係者にヒアリングを行い、海域における湧水の位置情報の収集に努めます。また、海域における湧水の位置が判明した場合には、赤土等による水の濁りの調査地点の変更を検討します。</p>

表 4.2.1-1(7) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
36	(2)現地調査の降雨時に、梅雨時期の調査を実施すること。また、夏季の周辺海域の現地調査日は、梅雨明け後から台風前に調査日を設定すること。	現地調査の降雨時に梅雨時期の調査を実施します。また、夏季の周辺海域の現地調査日は、梅雨明け後から台風前に調査日を設定します。
37	(3)予測方法については、数値シミュレーションによる解析、浮遊物質の物質収支に関する計算、数理解析モデル等による予測を行い、事業の影響を可能な限り定量的に予測すること。	海域への影響が想定される場合には、予測方法について、数値シミュレーションによる解析、浮遊物質の物質収支に関する計算、数理解析モデル等による予測を行い、事業の影響を可能な限り定量的に予測します。
38	<b>8 水の汚れについて</b> (1)海域における調査地点及び予測地点については、陸域からの雨水排水の流入位置及び海域の流況を考慮し、設定すること。また、広域の影響を把握するため、リーフの外に3点程度の調査地点及び予測地点を設定すること。	海域における調査地点及び予測地点は、陸域からの雨水排水の流入位置及び海域の流況を考慮し、設定します。また、広域の影響を把握するため、事業実施区域外に3点の調査地点及び予測地点を追加します。
39	(2)施設等の存在及び供用時の調査項目について、アルカリ度を調査項目に追加すること。調査項目については、必要に応じて海洋観測指針に掲載された項目を取り入れること。	施設等の存在及び供用時の調査項目について、アルカリ度を調査項目に追加します。
40	(3)予測方法については、地域特性を踏まえて、数理解析モデルを用いた予測式による方法等の予測を行い、事業の影響を可能な限り定量的に予測すること。	海域への影響が想定される場合には、予測方法は地域特性を踏まえて、数理解析モデルを用いた予測式による方法等の予測を行い、事業の影響を可能な限り定量的に予測します。
41	(4)予測方法について、BODの予測を行うとしているが、海域においては、環境基準値としてCODが用いられているため、CODに関しても予測の必要性がないか検討を行うこと。	海域への影響が想定される場合には、CODを予測対象とするか検討し、必要に応じて予測を行います。 海域でなく陸域水路等への排水計画の場合は、必要に応じてBODの予測を行います。
42	〔自然環境〕 <b>9 陸域生物(植物)について</b> (1)植生の結果をとりまとめて作成する植生図については、現状を正確に把握し、各群落を判別しやすいよう植生図の精度を上げること及び部分的に拡大した植生図を作成する等、植生図の作成方法について工夫すること。	植生図については、各群落が判別しやすい精度とし、また海浜部等の多くの群落がみられる場所は部分的に拡大した植生図を作成する等の工夫を行います。
43	(2)植生の分布状況に係る調査期間等は、春季～夏季の年1回としているが、構成種の優占度(被度)、群度を測定する必要があることから、調査回数は、群落の主要構成種が葉を十分に展開している時期の年2回程度設定すること。	植生調査は、平成27年度に実施した調査結果を活用し、現地調査は春季及び夏季に群落の主要構成種の展葉時期を踏まえた調査を実施します。
44	<b>10 陸域生物(動物)について</b> (1)改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物第3版レッドデータおきなわに掲載されているミヤコジマトタテグモ(絶滅危惧IB類)について、重要な動物種一覧に追加すること。	改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物第3版レッドデータおきなわに掲載されているミヤコジマトタテグモ(絶滅危惧IB類)について、重要な動物種一覧に追加します。
45	(2)宮古島では、固有の両生類・爬虫類が生息していることから、調査を実施する際は、生息場所を踏まえ調査を実施する等、固有の両生類・爬虫類の把握に努めること。	現地調査では、宮古島に固有の両生類・爬虫類の生息場所を踏まえ、生息状況の把握に努めます。

表 4.2.1-1(8) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
46	(3)前浜ビーチにおいては、ウミガメ類が産卵のために上陸している可能性があることから、適切な調査期間及び時間帯に調査を行い、ウミガメ類の状況を把握すること。	前浜ビーチにおいてはウミガメ類が産卵のために上陸している可能性があることから、ウミガメ類の産卵時期には夜間調査を行う等、産卵状況の把握に努めます。
47	(4)2期工事の公園整備範囲において、樹林地等も確認できることから、動物類のトラップ調査及びスウィーピング法等の任意採取法による調査を行うこと。	2期工事の公園整備範囲において、樹林地等も確認できることから、動物類のトラップ調査及びスウィーピング法等の任意採取法による調査を行います。
48	(5)鳥類のラインセンサス調査を行う際は、季節の変わり目に飛来する渡り鳥を把握するように努めること。また、シギ、チドリ以外の水鳥についても把握するように努めること。	鳥類のラインセンサス調査を行う際は、季節の変わり目に飛来する渡り鳥を把握するように努めます。また、シギ、チドリ以外の水鳥についても把握するように努めます。
49	(6)工事の実施、施設の存在及び供用時による利用車両の走行により、オカヤドカリ類及びミヤコヒキガエル等のロードキルが懸念されることから、陸域生物のロードキルについて環境影響評価の実施を検討すること。	工事の実施、施設の存在及び供用時による利用車両の走行によるオカヤドカリ類及びミヤコヒキガエル等の陸域生物のロードキルについて環境影響評価の実施を検討します。
50	<b>11. 動植物及び生態系について</b> (1)注目種及び群集の状況については、本県が亜熱帯域であること及び島しょ性による弱い生態系であることを考慮し、選定を行うこと。特定植物群落に指定されているハテルマカズラ群落については、特殊性の注目種として選定し、環境影響評価を実施すること。また、施設利用者による踏圧の影響を検討し、必要に応じて保護対策を検討すること。	生態系の注目種及び群集の状況については、本県が亜熱帯域であること及び島しょ性による弱い生態系であることを考慮し、選定を行います。 特定植物群落に指定されているハテルマカズラ群落については、特殊性の注目種として選定し、環境影響評価を実施します。また、施設利用者による踏圧の影響を検討し、必要に応じて保全対策を検討します。
51	(2)方法書 4-27 頁及び 4-14～4-17 頁に記載された文献調査による重要な動物及び植物種一覧に、宮古島市自然環境保全条例で指定された保全種及び保全樹を追加すること。	文献調査による重要な動物及び植物種一覧に、宮古島市自然環境保全条例で指定された保全種及び保全樹を追加します。
52	(3)配慮書の現地調査では、文献調査及び聞き取り調査で確認した種が見つかっておらず整合性が図られていなかったことから、これらの種の特性及び生息・生育場所を踏まえた調査を行うこと。また、現地調査を行う際には、これらの種を把握できる時期及び期間を設定し、調査を行うこと。	文献調査及び聞き取り調査で確認した重要な動植物について、これらの種の特性及び生息・生育場所、確認適期を踏まえた調査を行い、可能な限り位置関係の把握に努めます。
53	(4)動植物及び生態系への影響の予測手法は、可能な限り、定量的に予測する手法を選定すること。なお、環境影響の程度を定量的に把握するための予測手法を選定するに当たり、新規の手法を用いる場合やその他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合にあっては、当該手法による予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を明らかにすること。	動植物及び生態系への影響の予測手法は、可能な限り、定量的に予測する手法を選定します。 また、新規の手法を用いる場合やその他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない予測方法を選定する場合は、選定した手法による予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を整理し、準備書に記載します。

表 4.2.1-1(9) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
54	(5)動植物の現地調査については、種の見落としがないよう詳細に調査を行い、調査結果の解析に当たっては、「種」のレベルまで同定するとともに、動植物調査の結果に応じて、調査地点ごとに出現種及び個体数を示すこと。その際、種数の数え方や分類の仕方を整理し、適切に行うこと。また、同定が困難な個体を確認した場合は、専門家等に同定を依頼するなど十分な解析を行うこと。	種の見落としがないよう詳細に調査を行い、調査結果の解析に当たっては、可能な限り「種」のレベルまでの同定に努め、調査地点ごとの出現種及び個体数を示します。また、調査結果については種数の数え方や分類の方法を整理し、適切に行います。また、同定が困難な個体を確認した場合は、専門家等に同定を依頼するなど十分な解析を行います。
55	(6)現地調査により、学術上又は希少性の観点から重要な種又は個体群を確認した場合は、専門家等の意見を聴取し、適切な環境影響評価を実施すること。	現地調査により、学術上又は希少性の観点から重要な種又は個体群を確認した場合は、専門家等の意見を聴取し、適切な環境影響評価を実施します。
56	(7)施設の存在及び供用時に駐車場、遊歩道、公園施設内に設置する屋外照明については、昆虫類等の誘因性が低い照明を使用すること。また、陸域及び海域の生態系に影響を与えないよう照明の配置計画、設置角度及び照明の点灯時間についても検討すること。	施設の存在及び供用時に駐車場、遊歩道、公園施設内に設置する屋外照明については、昆虫類等の誘因性が低い照明を使用します。また、陸域及び海域の生態系に影響を与えないよう照明の配置計画、設置角度及び照明の点灯時間についても検討します。
57	(8)陸域に生息・生育している動植物について、工事の実施、施設の存在及び供用時による踏圧が想定されることから、その影響を検討するとともに必要に応じて、踏圧に対する保護対策を検討すること。また、その影響を検討する際は、施設の存在及び供用時の施設利用者の増加についても考慮すること。	陸域に生息・生育している動植物について、工事の実施、施設の存在及び供用時による踏圧について、施設利用者の増加についても考慮し、その影響を検討するとともに必要に応じて、踏圧に対する保全対策を検討します。
58	(9)動植物調査の際に、対象事業実施区域内において「生態系被害防止外来種リスト」に記載された種を確認した場合は、その駆除を行い、在来植物群落の保全に努めること。特に宮古島の海岸線ではアメリカハマグルマの繁茂が確認されており、対象事業 実施区域内ではハテルマカズラ群落との競合が懸念されることから、優先的に駆除を行うこと。	動植物調査の際に、対象事業実施区域内において、アメリカハマグルマ等の「生態系被害防止外来種リスト」に記載された種を確認した場合は、可能な範囲でその駆除を行い、在来植物群落の保全に努めます。
59	〔人と自然との触れ合い〕 12 景観について (1)公園施設計画で示されるビジターセンター及び多目的広場管理棟は、津波避難機能を持つ高層施設を計画していることから、これらの施設が立地した際の景観について環境影響評価を実施すること。	公園施設計画で示されるビジターセンター及び多目的広場管理棟の施設が立地した際の景観について環境影響評価を実施します。
60	(2)景観の現地調査は、春季～夏季1回としているが、季節変化の有無を確認するため、通年の調査を行うこと。	景観の季節変化の有無を把握するため、秋季～冬季1回の調査を追加します。
61	(3)困繞景観の現地調査では、設定した認識項目に関して、ヒアリング調査やアンケート調査等を行うこと。	困繞景観についてはヒアリング調査を実施します。

表 4.2.1-1(10) 沖縄県知事意見及び事業者（都市計画決定権者）の見解

No.	知事意見	事業者見解
62	(4)健康・スポーツゾーンを夜間利用する場合は、周辺集落への夜間照明の影響が懸念されることから、環境影響評価を実施すること。併せて、施設が存在及び供用時に駐車場、遊歩道、公園施設内に設置する屋外照明の影響について、環境影響評価を実施すること。	健康・スポーツゾーンのうち、スポーツパークは、100lxを目標に照度を確保し、必要に応じて使用できるように手動点滅とします。また、施設が存在及び供用時に駐車場、遊歩道、公園施設内に設置する屋外照明については平均照度が1lx程度とすることから、周辺集落への影響は想定されないと判断しています。
63	<b>13. 人と自然との触れ合い活動の場について</b> (1)利用状況及び利用環境のヒアリングを行う際は、必要に応じて外国人を含む観光客の利用状況を考慮するよう検討すること。	利用状況及び利用環境のヒアリングを行う際は、必要に応じて外国人を含む観光客の利用状況を考慮するよう検討します。
64	(2)調査期間は観光客の増加が望まれる夏季としているが、地域の行事等の日程も考慮し、調査期間を検討すること。	調査期間は、地域の行事等の日程も考慮し、調査期間を検討します。
65	<b>14. 歴史的・文化的環境について</b> (1)文化財等の調査結果の整理については、当該文化財等の歴史的・文化的背景も併せて整理し、その結果を準備書に記載すること。	文化財等の調査結果の整理については、当該文化財等の歴史的・文化的背景も把握に努め、その結果を準備書に記載します。
66	(2)対象事業実施区域内に存在する拝所①について、現時点の計画では、海浜保全・活用ゾーン及び海辺の森強化ゾーンに含まれており、改変の予定はないとしている。ゾーニングが変更された場合は、当該拝所①についての影響を考慮し、本事業の影響を予測、評価すること。	対象事業実施区域内に存在する拝所①について、ゾーニングを変更した場合は、当該拝所①についての影響を考慮し、本事業による影響を予測、評価を行います。
67	【環境への負荷】 <b>15. 廃棄物等について</b> (1)既存施設の解体工事が想定されることから、コンクリートがら等の産業廃棄物の処分について環境影響評価を行うこと。	既存施設の解体工事により発生するコンクリートがら等の産業廃棄物の処分について環境影響評価を行います。
68	(2)既存の耕作地を改良する際に伐採樹木が発生する可能性があることから、必要に応じて、伐採樹木について環境影響評価を行うこと。	既存の耕作地を改良する際に発生する伐採樹木について、必要に応じて環境影響評価を行います。
69	(3)現地調査の際に、耕作地として既に開発された区域に石材等が積み上げられた状況を確認したことから、石材等の処分について、環境影響評価の必要性を検討すること。	公園整備の際には、石材等も撤去された更地の状態で用地買収を行うため、事業者として石材を処分することはありません。このため、環境影響評価の必要はないと判断しています。
70	(4)既存の表土を切り土により除去する場合は、はぎ取った表土の対象事業実施区域内における再利用について検討すること。はぎ取った表土が、対象事業実施区域内で再利用できず客土不足となり現場外から客土を搬入する場合は、その影響について検討すること。	表土を事業実施区域外で処分することはなく、区域内からの表土の搬出はありません。客土が不足するため区域外からの搬入を計画していますが、宮古島内からの搬入を基本としていることから影響はないと判断しています。

#### **4.2.2 方法書に対する関係行政機関、一般の意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解**

方法書に対する住民等の一般の意見、関係行政機関の長の意見はなかった。